

日進市男女平等推進審議会について

1. 審議会開催の根拠

(1) 条例による規定【男女平等推進条例より一部抜粋】

第 24 条 市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ行動計画及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申します。

3 審議会は、男女平等の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い市長に意見を述べることができます。

(2) 規則による規定【男女平等推進条例施行規則より一部抜粋】

第 13 条 条例第 24 条に規定する日進市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)は、委員 13 人以内で組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4 人
- (2) 企業関係者 1 人
- (3) 教育関係者 1 人
- (4) 関係団体代表者 4 人
- (5) 公募市民 3 人

第 14 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 審議会の概要

年間開催回数：3～4 回程度 ※年度により審議会の回数が異なります。

開催日：平日（昼間） ※事前にご予定をお伺いします。

開催場所：日進市内会議室 及び オンライン

報酬：7,000 円（源泉所得税含む、交通費不支給）

3. 今後の審議内容（予定）

令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・第3次男女平等推進プラン進捗状況確認（男女平等推進事業実績報告（令和4年度実績分））【済】・男女共同参画あるある川柳・標語の優秀作品の選定・ファミリーシップ宣誓制度の諮問、調査研究、答申・男女平等に関する市民意識調査内容についての検討
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・第3次男女平等推進プラン進捗状況確認（男女平等推進事業実績報告（令和5年度実績分））・男女共同参画あるある川柳・標語の優秀作品の選定・男女平等に関する市民意識調査を実施し、結果報告。・第3次男女平等推進プラン（中間改定）に向けての検討
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・第3次男女平等推進プラン進捗状況確認（男女平等推進事業実績報告（令和5年度実績分））・男女共同参画あるある川柳・標語の優秀作品の選定・第3次男女平等推進プランの中間改定